

2021 年度ユネスコ協会 SDGs 活動助成 募集要項

【趣旨】

2015 年に国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」では、国際社会が一丸となって取り組むべき目標が明示されました。その前文では「平和なくして持続可能な開発は達成できず、また、持続可能な開発なくして平和は実現できない」と謳っており、民間ユネスコ運動も、誰一人取り残さない平和で持続可能な社会づくりを通じて SDGs 達成に貢献すべく様々な活動を推進しています。

これを受けて、2020 年度まで実施してきた「青少年ユネスコ活動助成」を、2021 年度より SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、市民に開かれた、地域の社会課題を解決する新しい視点でのユネスコ協会・クラブの活動を助成する「ユネスコ協会 SDGs 活動助成」としてリニューアルいたします。また、2021 年度は、コロナ禍における「新型コロナウイルス感染症対策事業」、「ウィズコロナ時代に対応する事業」を申請対象分野に加え実施いたします。皆様ふるってご応募ください。

【概要】

1. 申請団体

日本ユネスコ協会連盟の構成団体会員及び、協会・クラブに所属する青年会員（注 1）
但し、以下は対象となりません。

- ① 2020 年度「現況報告」未提出、または「構成団体会費」未納のユ協。
- ② 2020 年度「青少年ユネスコ活動助成」報告書が締切期限内に未提出のユ協。
- ③ 2020 年度「青少年ユネスコ活動助成」にて助成を受けたが、事業を実施することが出来ず、助成金を持ち越したユ協。

2. 申請対象分野と助成額

分野 1 地域への SDGs 普及活動事業

助成金額：5 万円を上限とする

内容：地域へ SDGs を広め、その達成に貢献する事業。

分野 2 ユネスコスクールや学校内のユネスコ活動とユ協が連携して SDGs 達成に貢献する事業

助成金額：5 万円を上限とする

内容：ユ協と学校が SDGs の達成に向けて協働する事業。

分野 3 ユネスコ協会・クラブに所属する青年会員（注 1）が中心となって行う事業（申請者は青年会）

助成金額：10 万円を上限とする

内容：ユ協に所属する青年会員が中心となって行う SDGs 達成に貢献する事業。

青年会員の名前で申請し、大人会員が実施する場合は対象外となります。

※（注 1）「青年会員」は日ユ協連加盟ユ協に所属する 15 歳（中学生を除く）以上 35 歳未満の会員です。

なお、日ユ協連に 2020 年度の現況報告（会員名簿）に氏名・生年月日の記載があり、会費が納められていることが確認できる会員の方を指します。また、2020 年度現況提出後に、入会された会員は、2021 年度の現況報告（会員名簿）に氏名・生年月日の記載があり、2021 年 10 月末日迄に日ユ協連で確認できること。

但し、10 月末日において確認ができない場合、助成金（全額）をご返金いただきます。

分野4 新型コロナウイルス感染症対策事業

助成金額：10万円を上限とする

内容例：マスクや消毒薬等の購入やコロナウイルスの影響で生活が困窮した人々への支援など至急対応が必要なこと。

分野5 ウィズコロナ時代に対応する事業

助成金額：10万円を上限とする

内容例：コロナ禍でも活動が継続できるようにオンライン化へ対応する準備。

パーティーの購入など、感染症予防対策費。

※2020年度の助成金分野4を利用して、機材購入したユ協は申請不可

* 申請者について

①「分野1、2、4、5」は、ユ協会長又は理事長を申請代表者としてください。

②「分野3」は、青年会員を申請代表者として、1ユ協1事業の申請が可能です。

青年会員が申請する際は、事前に所属ユ協に申請の旨を伝え「構成団体名」には日ユに所属している協会・クラブ名、「団体代表者氏名」には会長又は理事長名をご記載ください。（例：「〇〇協会青年部」では申請不可）

3. 複数事業の申請について

「分野1、2、4、5」は「分野3」（青年による申請）以外との複数申請はできません。

4. 助成総額

総額 4,000,000円（上限）

助成総額の範囲内で助成事業を決定いたします。

※次年度以降上限総額は変更になる可能性があります。

5. 申請事業の実施期間

2021年度中に開始し、終了する事業

6. 申請事業の対象者や対象費目等

- ・ ユ協会員のみを対象とする事業は申請できません。
- ・ 申請事業には一般市民、青少年、学生などが参加できるようにしてください。
- ・ 分野3については、青年会員が主体的に計画、実施を行う事業が対象となります。青年会員が申請し、大人会員が実施する場合は対象外となります。
- ・ 申請事業はユ協が主催として実施するものが対象となりますが、分野4、5については、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施する他団体との共同事業も申請可能です。

7. 申請方法

- ・ 申請にあたっての注意事項をご覧の上、提出書類（申請書〔様式1〕、予算書〔様式2〕、助成金口座指定書〔様式3〕）、通帳のスキャン（JPEG可）を電子データにて作成ください。
- ・ 提出書類は電子データを nfuj_brx@unesco.or.jp まで電子メールの添付ファイルで送ってください（ファイルの形式は、Word、Excel、PDF形式）でお送りください。（公印不要、FAX不可）
- ・ 締切は 2021年5月6日（木）23:59 です。

※本助成金から電子データのみでの申請となります。
送付先 電子メール：nfuj_brx@unesco.or.jp

8. 助成決定までの日程（予定）

申請書締切： 2021年5月6日（木）必着（期日が過ぎた申請は審査の対象外）
審査会： 2021年5月下旬
助成決定通知： 2021年6月上旬
助成振込： 2021年6月中旬

- ・ 審査結果は、申請書に記入された連絡先に郵送及びメールいたします。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書と共に提出された助成金口座指定書で指定された口座に振り込みます。

9. 審査について

- ・ 日本ユネスコ協会連盟の理事・評議員による審査会を設置します。
- ・ 「審査において重視するポイント」を元に厳正な審査を行い、基準に満たない申請は助成いたしません。
- ・ 事業内容（SDGs 達成への貢献度、地域の課題解決、民間ユネスコ運動および青少年へのユネスコ活動の啓発・寄与等）、また実績や体制、事業の持続可能性など、申請書に簡潔にご記載ください。
- ・ 同一事業の助成は 3年間を限度とさせていただきますので、ご注意ください。
3年間助成を受けた事業は助成を休んだり、名称や内容の変更をしたりしても再申請は不可といたします。
但し、「分野3」は青年会員の継続性を鑑み、年数制限を適用しません。

【審査において重視するポイント】

- ① SDGs の「持続可能な未来を追求する」という考えに則った事業であるか
- ② 市民に開かれた、地域の社会課題の解決の一助となるかどうか
- ③ ユネスコ協会の持続性を高める発展的な活動であるか
- ④ 助成金の使途が本助成金の趣旨及び分野ごとの目的に合致しているか
 - ④-分野1 地域における SDGs の達成及び普及に貢献するか
 - ④-分野2 ユ協と学校の連携協働により SDGs の達成に貢献するか
 - ④-分野3 次世代の青年育成の場となり、継続性があるか
 - ④-分野4 新型コロナウイルス感染症の影響で苦しむ人々への助けとなるか
 - ④-分野5 コロナ禍でも活動を継続させる一助となるか

【申請にあたっての注意事項】

1. 申請について

- ① 本申請書の電子データは、日ユ協連のホームページからダウンロードいただけます。(4月上旬に掲載予定)
【<https://www.unesco.or.jp/local/> トップページ右上「地域のユネスコ協会・クラブの皆さまへ」→「おしらせ」→「ユネスコ協会便4月】
- ② 申請事業の趣旨、対象者、内容、目指す成果などはなるべく具体的にわかりやすく書いてください。なお、継続事業の場合は、ユネスコ活動の公益性に鑑み、報道（新聞やテレビ等）に取り上げられた記事等（記事コピー、DVD、音声データ等）もご提出ください。
- ③ 事業内容に関する注意点
 - ・ユネスコ協会員のみを対象とする事業は申請の対象外となります。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を確認し、行政の指示に従い、慎重に検討した上で、実施するようにしてください。
- ④ 事務手続きに関する注意点
 - ・Word、Excel、PDF 形式の申請書のみ受け付けます。手書きの申請書は受け付けません。
 - ・提出書類における記載漏れや提出物の不足等があった際は「書類不備」とみなし、審査の対象となりません。
 - ・提出期限である5月6日（木）を過ぎて届いた申請書は審査の対象とはなりません。申請に対して事務局より到着確認のメールが3営業日以内に来ない場合はお問合せ下さい。

⑤ 予算に関する注意点

- ・茶菓代及び飲食代は、助成申請できません。
- ・予算の自己資金比率は総額の2割以上になるように設定してください。

2. 助成の広報へのご協力

助成を受けた事業のチラシやポスターなどにはその旨以下の例をもとに記載してください

【例1】公益社団法人日本ユネスコ協会連盟「ユネスコ協会 SDGs 活動助成事業」

【例2】本事業は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟のユネスコ協会 SDGs 活動助成を受けて行う（行った）ものです。

3. 事業報告書の提出

事業報告書は**事業終了後1カ月以内**に連盟事務局に提出してください。（パソコンで作成／手書き不可）報告書には事業の様子を記録した写真、報道資料（新聞記事等）、参加者の感想などを添付してください。報告書の提出が無い場合、次年度の申請はできません。

4. 助成事業内容の変更等

助成金申請内容を原則変更することはできません。助成事業内容を変更しなければならない場合、事情により事業を中止しなければならないなどの場合は必ず連盟事務局にご連絡ください。連盟事務局への連絡なしに助成事業内容を変更された場合、助成金を返金いただくこともあります。

お問合せ：
「ユネスコ協会 SDGs 活動助成」係 尼子 井上
電子メール：nfuj_brx@unesco.or.jp